

令和5年度（2023年度）

北広島市子どもの権利救済委員会 活動報告

1. 活動の目的

子どもの権利救済委員会と相談員による相談・救済体制により、権利の侵害を受けた子どもの相談に応じ、侵害された権利を回復するための支援を行う。また、より相談しやすくなるよう巡回子どもの権利相談を行うものである。

2. 運営体制

救済委員 3名（公認心理士/臨床心理士・弁護士・児童福祉事業経験者）

相談員 1名

事務局（兼務）3名（子育て支援部子ども家庭課長 1、主査 1、主事 1）

3. 活動実績

項目	開催日時	内容
相談活動	通 年	・受理件数、相談内容等、詳細については別途記載。
救済委員会	原則、毎月1回 (5月29日 7月21日 8月28日 9月25日 12月25日 2月21日 3月25日)	・相談ケースについての報告。委員の方から、対応や支援方法等について助言。 ・今年度は7回開催。 ・4、6、1月は相談件数が少なく開催中止。 ・10月は相談員不在のため、11月は巡回休止のため開催中止。
学校訪問 リーフレットの配布	6月7日 6月8日	・市内全小中学校15校と共栄分校を訪問。(3名) ・子どもの権利相談窓口の案内と広報啓発を兼ねて、各学校の新1年生とその保護者にリーフレットの配布を依頼。
出前講座	9月8日	・申込団体名：大曲西部民生委員児童委員協議会 ・北広島市子どもの権利条例に基づく市の取り組みなどを紹介した。
子どもの権利ニュース (第10号・第11号) 発行	9月1日 3月1日	・市内小中学校全児童生徒、公共施設等に配布。 ・第10号：子どもの意見表明に関する記事、国連の子どもの権利条約、日本の子どもの幸福度に関する記事の掲載。 ・第11号：子ども会議2024の報告と救済委員コラム

項目	開催日時	内容
子どもの権利月間	11月中	<ul style="list-style-type: none"> 市内小中高の全児童生徒に「子どもの権利カード」を配布。 「子どもの権利パネル展」の実施。 <ul style="list-style-type: none"> ① 市民ギャラリー（11/1～10） ② エルフィンパーク（11/22～28）
人権教室見学	12月18日	<ul style="list-style-type: none"> 大曲中学校にて1～3年生対象の人権教室を見学。（1年生：人権とは何か、2年生：LGBTQと人権、3年生：SNSと人権）
子ども会議 2024	R6年 1月12日	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画課 「市の景観作り」をテーマに開催。 市内小中高生9名が参加。 市の景観を守り育てていくためのアイデアを市長と教育長の前で発表、提案した。
稚内市議会女性議員連盟 行政視察	R6年 1月29日	<ul style="list-style-type: none"> 条例制定までの経緯と経過 条例が施行されてから 最近の動き これからの留意点 <p>について課長から説明した。</p>
アンビシャス・フォーラム	R6年 2月17日	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会主催のフォーラムに参加 「青春メッセージ」各中学校から代表1名が自分が感じていること、誰かに伝えたいことを発表。 「アンビシャスフォーラム：いじめについて」中学生12名が2グループに分かれてグループワークを行い、いじめ防止のために何ができるか話し合っ発表した。

4. 相談活動

(1) 相談体制：子どもの権利相談員 1名

ア 通常相談

相談場所：北広島市役所 2F 子ども家庭課

◆電話相談（相談専用電話 1本）および 面接相談

実施日時：月～金 9：30～16：00

相談実績 電話相談： 1 件 面接相談（学校訪問）： 1 件

◆メール相談：子どもの権利相談専用、相談フォーム（北広島市子育てサイト）

24時間受付

相談実績 0 件

イ 巡回子どもの権利相談

◆相談はいずれも面談

相談場所①：市内各児童センター（輪厚・団地・大曲）

毎月2カ所、土・日・祝日のいずれかで10：00～16：30に巡回

実施日については広報・HPに掲載

実施回数 21回 相談実績 7件

相談場所②：地域子育て支援センター（あいあい・ぶらんこ・どんぐり）

各センターに月1回、平日の10：30～12：00に巡回

実施回数 30回 相談実績 8件

相談場所③：出張型ひろば（西の里会館・南ヶ丘会館・中央公民館）

月1回、平日の10：00～12：00に3会場を順に巡回

実施回数 10回 相談実績 1件

相談方法

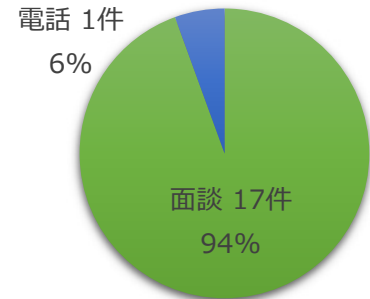
(2) 相談活動内容

ア 令和5年度相談受理件数 18件

（救済の申立て0件）

イ 相談方法

相談方法の内訳は、面談が17件、
電話が1件だった。



■面談 ■電話

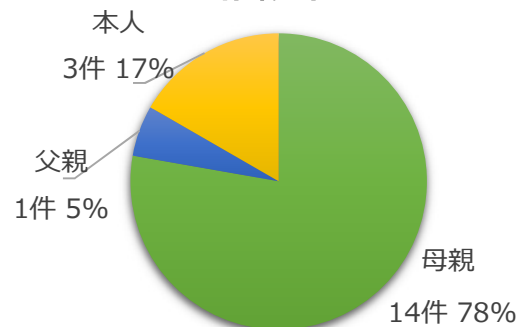
- ・面談が全体の約9割以上を占めているのは、巡回子どもの権利相談による。相談員が児童センター等に出向き、子どもや保護者から直接、悩みや心配事等を聞き取る、北広島市独自の取組なので今後も継続したい。
- ・令和3年度から始めた未就学年齢（0～5歳）の子どもへの権利に着目した巡回相談では、保護者の気持ちに寄り添い、傾聴することにより、先の見えない子育ての負担を少しずつ軽減することができ、結果として幼い子どもの権利を守ることにつながると考えている。

ウ 相談者の内訳

相談者は、母親が14件と最も多く、続いて本人3件、父親1件となっている。

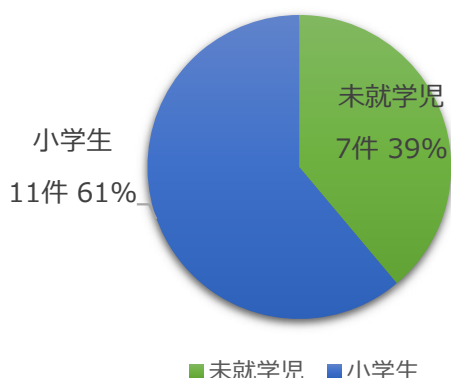
子育て支援センターや、出張型ひろばの来館者は、未就学の子どもとその母という組み合わせがほとんどのため、母親からの相談が多い。

相談者



■母親 ■父親 ■本人

相談対象者



工 相談対象者の内訳

相談の対象となった子どもの学齢内訳は未就学児が7件、小学生が11件となっている。

今年は中学生、高校生対象の相談が0件だった。

才 相談内容の内訳

相談内容の内訳

子ども本人		大人	
① 親子・兄弟関係	0	① 子育て	8
② 友人関係	1	② 発達	3
③ 子どもと教師	2	④ 親子関係	0
⑤ 不登校（いじめ）	0	⑥ 不登校	3
⑦ 学習進路	0	⑤ 友だち関係	0
⑧ その他	0	⑥ その他	3
計	3	計	17

※親子同席で相談を受理した場合は、子ども本人と大人の両方に計上している。

力 相談対応

相談内容	対応
全般	<p>どの相談に対しても、相談者の気持ちに寄り添いながら丁寧に傾聴し必要に応じて助言を行う対応を基本としている。</p> <p>また、状況を見つつ子どもにも保護者にも紙芝居等を利用して子どもの権利条例について説明したり、リーフレットやティッシュ等を渡して普及啓発の一助としている。</p>
子育て相談	<p>育児相談の延長線上にあるが、子どもの権利相談としては保護者の安定的な子どもとのかかわりを支援することにより、子どもの権利擁護につながっていくことを目指している。</p> <p>保護者の不安や協力者のいないストレスが少しでも軽減するように、肯定的な言葉がけと励ましを行い、さまざまな子育てサービスの情報提供を行うように努めてきた。</p> <p>また、成長の経過を見守り、ゆっくりでも着実に成長していることを母とともに確認することで、精神面も支えられるよう心がけている。</p>

相談内容	対 応
人間関係	子ども本人からの友人関係、教師との関係等についての相談については、信頼できる大人が身近にいるか、学校ではどうすごしているか確認した。また、ここでは話せなかったこと、話し足りなかったこと、保護者からの相談も受理できるように、保護者あてのメッセージを書いた相談カードを渡した。
不登校	教育委員会のスクールソーシャルワーカーと連携して相談を受理した。

(3) 救済の申立て

令和5年度に救済申立てはなかった。

5. 広報・啓発活動

- ◆ 子どもの権利相談カードの配布（11月）
- ◆ 子どもの権利パネル展の開催
- ◆ 子どもの権利ニュースNo.10、No.11の作成と配布

※ 2024.3.30現在のデータから抽出